

災害危険区域の指定について

災害危険区域の指定及び建築制限内容

① 災害危険区域の指定について

- ・ 建築基準法第39条を根拠とする。
- ・ 多重防御施設整備を実施しても、今次津波と同様の津波が発生した際に、津波浸水被害が発生すると想定される区域を災害危険区域として指定する。

※別紙災害危険区域図を参照

○市道嵩上道路（2線堤）・貞山掘より東側の区域（第1種区域）

設定理由・・・津波浸水深が2.0mを超える区域であり、著しく危険な区域

○多重防御施設をおこなっても越水により浸水する区域で、かつ、現在及び将来において都市的利用の促進を検討している区域（五間掘川以北）（第2種区域）

設定理由・・・浸水深が概ね1.0m程度と低いが、今次津波において全壊等の被害を受けた区域であり、市街化区域内及び将来における岩沼市の都市的利用の促進を検討していく区域であるため、防災上の観点から一定の制限を設ける。

② 建築制限の内容について

○制限を受ける建築物

- ・ 居住の用に供する建築物：住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿など居室（居住の為に使用する居室）を有する建築物

○建築制限

- ・ 第1種区域 居住の用に供する建築物の建築禁止とする。
- ・ 第2種区域 居住の用に供する建築物の建築禁止とする。ただし、防災上支障がないと市長が認めるときは、建築可能とする。

※第2種区域内の防災上支障がないと市長が認めるときとは、次のいずれかに適合すること。

- ・ 主要構造部（屋根及び階段を除く）を鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とし、地階に居室を有さないこと。
- ・ 基礎を鉄筋コンクリート構造とし、1階居室の床面高さを1.0m以上とする。

設定理由・・・今次津波において鉄筋コンクリート造及び鉄骨造については倒壊等の被害が少ないこと

浸水深より、居室床面を高くすることで、木造建物でも津波の被害を押しえられること。

③ 災害危険区域内に現存する建築物の取り扱いについて

- ・ 災害危険区域を指定した際に、現存する建築物及び修繕等を行っている建築物については、適用を除外する。ただし、第1種区域については、区域指定後は建替えや増築は行えない。